

# 公文書管理法施行令に完全対応

逐条解説

# 公文書等の 管理に関する法律

改訂版

著者 宇賀克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

A5判／392頁／定価 本体2,800円＋税

公文書管理法  
解説の  
決定版！

## 本書の特色

### 公文書管理法施行令等に対応

公文書管理法施行令(2010年12月)及び行政文書ガイドライン等(2011年4月)を公文書管理法の逐条解説に盛り込んで詳解。

公文書管理制度を学び、実践するための参考書や研修テキストとして最適。

### 公文書管理制度の条例化の手引書

公文書管理制度の条例化のポイントについて解説。

法制定後に制定・改正された条例にも言及し、法に対応した条例の考え方が理解できます。

### 有識者会議の座長代理である宇賀克也氏による解説

公文書管理法制定作業の理論的支柱となった「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の座長代理であり、運営・論議の中心的な役割を果たし、実質的に法案を作成した著者ならではのこれ以上ない信頼ある解説書。

2011年4月1日  
公文書管理法  
施行！

## 目次

### 第1章 公文書管理法と関係政令の制定経緯

- 1 従前の文書管理体制の概観
- 2 諸外国の動向
- 3 公文書管理法の検討の経緯
- 4 公文書管理法の意義
- 5 公文書管理法の概要
- 6 関係政令・ガイドラインの制定経緯
- 7 今後の課題

### 第2章 有識者会議最終報告の検討と国会における修正

- 1 最終報告の内容の検討の意義
- 2 公文書管理法に盛り込むことを検討すべき事項
- 3 国会における修正

### 第3章 公文書管理法の逐条解説(全34条)

### 第4章 関係法令の改正

- 1 国立公文書館法の改正
- 2 行政機関情報公開法の改正

### 3 独立行政法人等情報公開法の改正

- 4 刑事訴訟法の改正
- 5 内閣府設置法の改正

### 第5章 地方公共団体の課題

- 1 公文書管理法の制定を受けた地方公共団体の対応
- 2 宇土市文書管理条例
- 3 ニセコ町文書管理条例
- 4 大阪市公文書管理条例
- 5 3条例の特色
- 6 公文書管理法公布後に制定された公文書管理条例
- 7 地方公共団体の課題

### 資料編

- ・公文書等の管理に関する法律
- ・公文書等の管理に関する法律施行令
- ・公文書管理委員会令

### 事項索引



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694  
☎ Fax. 0120-302-640

初版刊行後、2010年6月22日に公文書管理委員会令が制定され、同年7月15日より公文書管理委員会が活動を開始した。同年12月17日には、「公文書等の管理に関する法律施行令」等が閣議決定された。

さらに、「行政文書の管理に関するガイドライン」、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」も制定されている。このような状況を踏まえ、逐条解説の部分に、これらの政令、ガイドラインの内容も盛り込んだ。また、同法施行後、講演、研修等の場において出された質問への回答の一部も加筆した。そのため、逐条解説の部分は大幅な加筆となり、初版よりも、相当に詳しくなった。

また、同法施行後、大阪市が2011年2月に公文書管理条例を改正し、島根県が「公文書等の管理に関する条例」、熊本県が「行政文書等の管理に関する条例」を、ともに同年3月に制定している。そこで、これらの条例の制定改正の内容についても加筆し、公文書管理条例の制定改正を検討している地方公共団体の参考に供することとした。

## 内容見本

### 第3章 公文書管理法の逐条解説

#### 第1条

##### （目的）

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

#### （1）「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として」

本法は、国および国とは独立の法人格を有するが実質的に政府の一部を構成するとみられる法人の説明責務（アカウンタビリティ）の確保を目的とする。したがって、国以外の法人であって、実質的に政府の一部を構成しない法人は、本法の規定の適用を受けない。地方公共団体も、「国及び独立行政法人等」ではないので、本法の規定が定める国や独立行政法人等を対象とした規律を直接的に受けるわけではない。しかし、34条の説明で述べるように、本法の趣旨にのっとり、必要な施策を策定し実施する努力義務を課され

ている。

「公文書管理の在り方等に関する有識者会議・最終報告」1においては、「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である『公文書』は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の共有財産である」という基本認識が述べられていた。衆議院内閣委員会における修正により、その趣旨を本法の目的規定に明記することとされたのである。上記最終報告においては、「国民の貴重な共有財産」という表現が用いられており、衆議院内閣委員会では、「共有財産」という言葉が、通常は金銭的な価値を持つものという印象を与えること、共有財産という言葉が分割請求権を連想させることから、同じ意味を「国民共有の知的資源」という言葉で表現したのである（第171回国会衆議院内閣委員会会議録第9号、平成21年6月23日、枝野幸男議員発言）。上記最終報告においても、「公文書は『知恵の宝庫』であり、国民の知的資源でもある」という表現がみられ、この表現が参考にされている。

#### （2）「主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」

衆議院内閣委員会において、「知る権利」を目的規定に明記すべきとの意見が出されたことを受けて、修正協議の結果、この部分が追加された。「知る権利」という言葉は、国民の情報公開法制への関心を高め、その制度化を推進する上で大きな役割を果たしてきたことは明らかであり、本法に「知る権利」という言葉が用いられなかったのも、決して、「知る権利」を否定したからではなく、最高裁判例において、政府に対する情報開示請求権という意味で「知る権利」という文言が用いられているわけではないこと、学説上も、「知る権利」の概念の内包・外延について完全にコンセンサスが成立しているわけではないことを考慮したものである（行政機関情報公開法の目的規

お試し読み、お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

